

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
取 得 財 産 価 額		人 1,281	千円 69,367,933
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		54	920,173
債 務 控 除 額		625	4,439,109
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		64	247,428
課 税 価 格		実 1,284	66,096,425
相 続 税 額	算 出 税 額	1,269	7,344,922
	2 割 加 算 額	63	49,103
	計	実 1,269	7,394,025
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	16	13,692
	配 偶 者	141	1,605,581
	未 成 年 者	9	3,590
	障 害 者	43	42,447
	相 次 相 続	37	70,336
	外 国 税 額	-	-
	計	実 239	1,735,646
差 引 税 額		実 1,142	5,658,379
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		15	13,965
小 計		1,141	5,644,414
納 税 猶 予 額		1	7,317
申 告 納 税 額	納 付 税 額	実 1,141	5,640,709
	還 付 税 額	実 6	3,612
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		322	30,580,000

調査対象等：平成19年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成20年10月31日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。  
2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

## (2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
平成 15 年分	1,120	65,495,749	8,082,963	2,471,166	1,011	5,600,313	293
平成 16 年分	1,369	80,651,230	10,263,873	2,824,312	1,223	7,321,688	339
平成 17 年分	1,285	69,836,837	8,572,303	2,603,834	1,138	5,944,598	317
平成 18 年分	1,232	65,039,894	7,243,102	2,037,269	1,075	5,154,568	302
平成 19 年分	1,284	66,096,425	7,394,025	1,735,646	1,141	5,640,709	322

## (3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
那覇	359	20,641,406	315	1,898,814	100
宮古島	5	120,591	4	804	1
石垣	5	209,787	5	13,968	1
北那覇	301	16,220,934	265	1,437,610	78
名護	22	738,300	20	20,279	5
沖縄	592	28,165,407	532	2,269,234	137
沖縄県計	1,284	66,096,425	1,141	5,640,709	322
総計	1,284	66,096,425	1,141	5,640,709	322

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

## (4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本 年 分	申 告 額	人 1,287	千円 66,158,607	人 1,151	千円 5,609,166	人 322
	修正申告による増差額	18	230,760	28	69,700	11
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	29 △	334,654	33 △	40,691	9
	決 定 額	2	41,712	2	2,534	2
	計	実 1,284	66,096,425	実 1,141	5,640,709	実 322
過 年 分	申 告 額	119	4,209,449	110	187,706	31
	修正申告による増差額	218	2,691,518	276	503,351	90
	更正による増差額	10	27,460	13	47,761	6
	更正等による減差額	98 △	1,093,118	122 △	274,108	40
	決 定 額	3	126,261	3	11,766	2
	計	実 444	5,906,650	実 514	476,476	実 136
合 計	申 告 額	1,406	70,368,056	1,261	5,796,872	353
	修正申告による増差額	236	2,922,278	304	573,051	101
	更正による増差額	10	27,460	13	47,761	6
	更正等による減差額	127 △	1,427,772	155 △	314,799	49
	決 定 額	5	167,973	5	14,300	4
	計	実 1,728	72,003,075	実 1,655	6,117,185	実 458

調査対象等：「本年分」は、平成19年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成20年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成18年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成19年11月1日から平成20年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成17年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。  
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	人 -	千円 -	人 17	千円 1,909	人 -	千円 -
過 年 分	204	43,154	104	21,275	23	19,575
合 計	201	43,154	121	23,183	23	19,575

5-2 課税価格階級別課税状況

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人数
			相続時精算課税 適用財産価額	暦年課税分 贈与財産価額		
1億円以下	51	4,176,607	72,354	-	64,593	119
1億円超	163	23,840,589	451,517	86,510	861,446	745
2"	59	14,294,723	223,222	38,961	1,182,139	318
3"	32	11,958,390	110,332	17,450	1,326,026	168
5"	11	6,735,941	62,748	96,508	895,697	73
7"	6	5,152,357	-	8,000	1,279,265	25
10"	-	-	-	-	-	-
20"	-	-	-	-	-	-
30"	-	-	-	-	-	-
50"	-	-	-	-	-	-
70"	-	-	-	-	-	-
100"	-	-	-	-	-	-
合計	322	66,158,607	920,173	247,428	5,609,166	1,448

調査対象等：平成19年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成20年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

## (2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格級	法定相続人員別被相続人数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	10人超
1億円以下	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	-	17	10	14	10	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	2	11	18	19	24	39	25	12	6	4	2	1
2 "	2	5	1	5	9	10	9	7	3	3	2	3
3 "	-	1	3	5	4	5	5	6	1	1	-	1
5 "	-	-	-	-	1	1	3	3	2	1	-	-
7 "	-	1	-	-	2	2	1	-	-	-	-	-
10 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	4	35	32	43	50	57	43	28	12	9	4	5

調査対象等：平成19年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成20年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

